

埼運整第 230 号の 2
令和 2 年 7 月 7 日

一般社団法人
埼玉県環境産業振興協会会長 殿

関東運輸局埼玉運輸支局長



自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要な不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。

一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、平成 28 年 1 月に軽井沢で発生したスキーバス事故は世の中に大きな衝撃を与えました。

大型トラックでは、依然として重大事故につながりかねない車輪脱落事故が発生しているほか、平成 29 年 10 月には脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故も発生したところです。

バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立ってきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生しています。

これらのことから、車両の安全確保のために確実な点検・整備を行うことが、ますます重要となっています。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっています。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、十分に実施されているとは言いがたい状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組むことが重要です。

このため、当支局では、これまでも関係機関等の協力のもと、年間を通して「自動車点検整備推進運動」を実施してきたところですが、本年におきましても 9 月 1 日（火）から 10 月 31 日（土）までの 2 ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力的に推進することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、本運動の趣旨をご理解のうえ、ご支援及びご協力をお願いいたします。

なお、本運動のポスター及びチラシ等を作成しましたので、配布、掲示、広報誌への掲載等適宜ご活用下さいますよう重ねてお願いいたします。